

令和5年度 むつ養護学校いじめ防止基本方針

青森県立むつ養護学校

はじめに

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。悩みを抱える児童生徒への日常的な対応を継続すること、保護者や地域住民、関係機関と連携することなど、児童生徒の「いのちのSOS」を受け止めた取組を進めていくことが重要であると考え。生徒指導体制の点検においては、次の3つの観点について、PDCAサイクルで改善に努めていく。

- 1 学校における未然防止・早期発見・早期対応
- 2 確実に報告・相談、連絡をする組織的な対応
- 3 保護者との連携

そこで、本校では、「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童生徒が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校をつくるために「いじめ防止基本方針」を策定した。

下記に本校の基本方針を示し、いじめのない学校の実現をめざして学校経営を進めていきたいと考える。

○ 本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- ・児童生徒、教職員の人権感覚を高め、学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- ・学級や学校が落ち着ける居場所になるよう、児童生徒同士、児童生徒と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係づくりに努める。
- ・いじめの兆候を見逃さず、その場で指導し、毅然とした姿勢で対応する。
- ・いじめ問題について保護者・地域そして関係機関と共通認識を持ち連携を深める。

○ めざす学校像

- ・げんきで（健康）、なかよく（協力）、たくましく（意欲）の校訓のもと、児童生徒一人一人の能力や特性に応じて、人間として調和のとれた育成をめざすとともに、自立と社会参加の達成を図ることができる学校

○ いじめをしない・させないためにめざす子ども像

- ・心身ともに健康な子ども（失敗しても諦めず、前向きな気持ちでチャレンジする姿）
- ・豊かな心で集団生活ができる子ども（相手も、自分も大事にし、お互いに助け合う姿）
- ・働くことを喜び、たくましく生きる子ども（自己有用感の向上や自尊感情の獲得をめざす姿）

1 「いじめ」をどのようにとらえるか

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条より）

(2) いじめの認識について

学校では、被害を訴えてきた児童生徒の立場に立ち、上記「いじめ」の定義に関わらず、児童生徒を守るという立場に立ち、組織として対応に当たる。けんかと思われる場合でも、原因と背景を調査し、再発防止に向けた対応をする。また、いじめの認知は特定の教職員のみではなくいじめ防止対策推進法第22条の学校におけるいじめの防止等のための組織を活用して行う。

- ・「いじめは、誰にでも起こり得る」という認識
- ・「いじめは絶対に許されることではない」という認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」という認識

(3) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものが考えられる。

悪口、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り 等

(4) いじめを許容しない雰囲気づくり

いじめの加害・被害という二者関係だけでなく学部や学級、委員会等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要がある。

2 「いじめ」を未然防止するための取り組み

<児童生徒に育てたい力>

- ・児童生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚する。
- ・学級のルールを守るといった規範意識をもつ。
- ・思いやりの心や児童生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを知る。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識をもつ。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」につながることや「いじめ」を見たらやめさせたり、先生や友達に知らせる解決に結びつけようとしたりする姿勢が大切であることを知る。

<教職員が意識して取り組むこと>

- ・児童生徒一人一人が、居場所を感じられるような学部や学級経営に努め、児童生徒との信頼関係を深める。
- ・児童生徒の望ましい人間関係の形成や思いやりの心、命の大切さを育む学習活動の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されることではない」という姿勢を教員がもっていることを、さまざまな活動を通して児童生徒に示す。
- ・児童生徒一人一人の変化に気付けるよう、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・いじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、常に言動を振り返るようにする。

3 「いじめ」の早期発見・早期解決

(1) 早期発見に向けて

- ・定期的なアンケート調査や定期的な聞き取りを活用し、児童生徒の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努める。
- ・学級担任は、よくみられるトラブルなど、学部主任、ハートフルリーダーに連絡する。
- ・ハートフルリーダーは、児童生徒間トラブルの情報を定期的に整理し、教職員間で共有する。
- ・ハートフルリーダーは、児童生徒の様子について担任をはじめ、教職員からの情報を募る。
- ・児童生徒間のトラブルの情報を集約するハートフルリーダーは、緊急度が高いと判断した場合に、別紙①に定める校内メンバー（必須のメンバー：管理職、学部主任）を招集する旨校長に判断を仰ぎ、いじめ認知等の対応を行う。

(2) 早期解決に向けて

- ・ハートフルリーダーは、別紙②「いじめ等問題解決に向けた組織的対応」をもとに、いじめ解消に向けた取り組みを記録する。
- ・教職員が気づいた、あるいは児童生徒や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
 - i) 被害児童生徒に対して
 - ・被害児童生徒に対しては、傾聴や共感的理解をもとに、状況の変化への適応についてサポートすることを伝え、安心して学校生活を送れるように学級、学部、場合によっては学校全体で支援する。
 - ii) 加害児童生徒に対して
 - ・「いじめは絶対に許されることではない」という姿勢で対応し、いじめる行為をやめさせる。
 - ・いじめることが、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるよう指導を行う。
 - ・自己の問題点に気づかせる指導を心がける。
 - ・毅然とした指導をするとともに、できるだけ本人に発言させ、対話的に指導する。
 - ・本人なりの解決策を考えさせ、解決に向けた支援をしていく姿勢を伝える。
 - ・今後の生活に向けた目標。決意を持たせる。
 - ・定期的な面談を実施して気持ちを聞き、心の安定を図る指導を行う。
 - iii) 保護者への対応
 - ・経緯の説明(事実のみを正確に伝える)
 - ・家庭訪問等、対面で伝えた方がよい場合は、電話で了解を得る。
 - ・関わる児童生徒が複数の場合は、学校で説明することも検討する。
 - ・今後の対応について、要望を聞き取る。
 - iv) 周囲の児童生徒への対応
 - ・観衆や傍観した児童生徒に対して、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
 - ・被害児童生徒や保護者の意向を確認し、いじめに気づき、いじめを止めさせる雰囲気づくりの指導をする。
 - ・再発防止に向け、今後の対応を教師と児童生徒で共有する。

(3) いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされる必要がある。

i) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、3か月程度の期間で継続していること。

ii) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

4 いじめ防止の指導体制・組織的な対応

(1) 日常（平常時）の指導体制

定期的なアンケートの実施や生徒会活動などの生徒主体のいじめ防止のための活動を含む「学校いじめ防止プログラム」を定め、年間を通していじめ防止のための活動を実施する。また、いじめの早期発見・情報共有などを図るため「早期発見・対処マニュアル」を定めて全教職員で適切な相談・生徒指導を行う。

別紙①に、いじめ・重大事案を未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制である「いじめ防止委員会」の体制を示した。

(2) いじめ等問題解決に向けた組織的対応

いじめ認知した事案の指導の経過は、ハートフルリーダーが記録し、いじめ防止専門員に経過を報告する。また、いじめ認知の原因と背景を踏まえた具体的な解決策と指導を期限を決めて取り組み、いじめ防止委員会にて検証する。

(3) いじめの疑いがあった場合

児童生徒間でよく見られる小さなトラブルでも、指導し、児童生徒の変容を見守る。

被害を訴える児童生徒が長期に欠席するなど、状況の確認・聞き取りが難しい場合は、青森県教育委員会（学校教育課）に所定の様式で「いじめの疑い」として報告する。いじめの認知に関する確認ができ次第、結果を青森県教育委員会（学校教育課）に報告する。（いじめ防止対策推進法に基づく報告等）

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・児童生徒に精神的な疾患が発生した場合
- ・児童生徒が身体に重大な傷害を負わされた場合
- ・児童生徒が金銭・金品を奪い取られた場合

(2) 重大事態の調査・報告

- ・学校は、重大事態が発生した場合、速やかに青森県教育委員会へ報告する。

(3) 重大事態の調査

- ・重大事態が生じた場合、学校は、専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設けて調査する。（別紙②参照）

※場合によっては、青森県教育委員会が調査主体となって行う場合もある。

- ・児童生徒への聞き取り調査及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないように配慮する。
- ・いじめを受けた児童生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、情報を提供する。その際は、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

6 評価

いじめ問題に対する学校の取組に関する評価及びアンケート調査を実施し、取組の評価・改善へつなげる。

7 学校いじめ防止プログラムと早期発見・対処マニュアル

(1) 学校いじめ防止プログラム

別紙③のとおり、学校の学習活動全体の中でいじめの未然防止の取組を行う。特に、特別活動を活用し、学部を越えた異年齢の集団活動を通して人間関係づくりやいじめのない楽しい学校づくりに向けた指導を行い、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 早期発見・対処マニュアル

別紙④のとおり、いじめを見逃さないための教職員の共通理解と早期発見・対処マニュアルとして用いる。

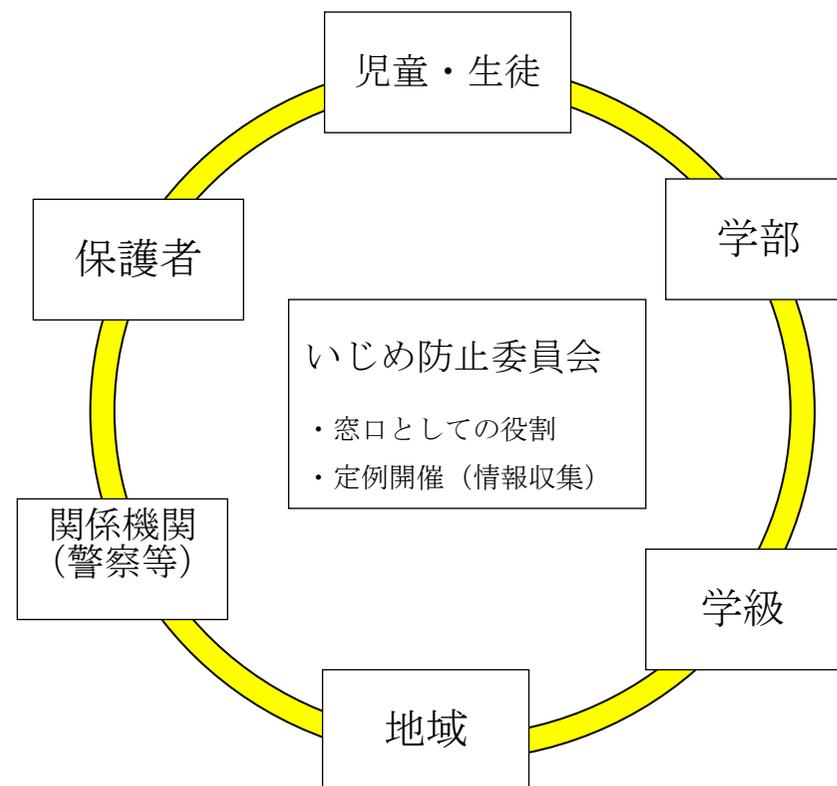
<いじめ防止委員会>

○役割

- ・いじめ防止基本方針の策定と点検、改善、連絡窓口としての役割を担う。

○メンバー

・校長	・教頭
・養護教諭	・各学部主任
・生徒指導部主任	・いじめ防止専門員
・ハートフルリーダー	・(学級担任)



<いじめ未然防止のための連絡・報告・相談体制>

<いじめ未然防止と早期発見に向けた取組>

- ・学校全体のいじめ防止基本方針 (いじめ防止委員会)
- ↓ ↑
- ・学部・学級における指導、保護者・地域・関係機関からの情報
- ↓ ↑
- ・取組の評価 (アンケート調査)
- ↓ ↑
- ・基本方針・対応等の改善 (いじめ防止委員会)

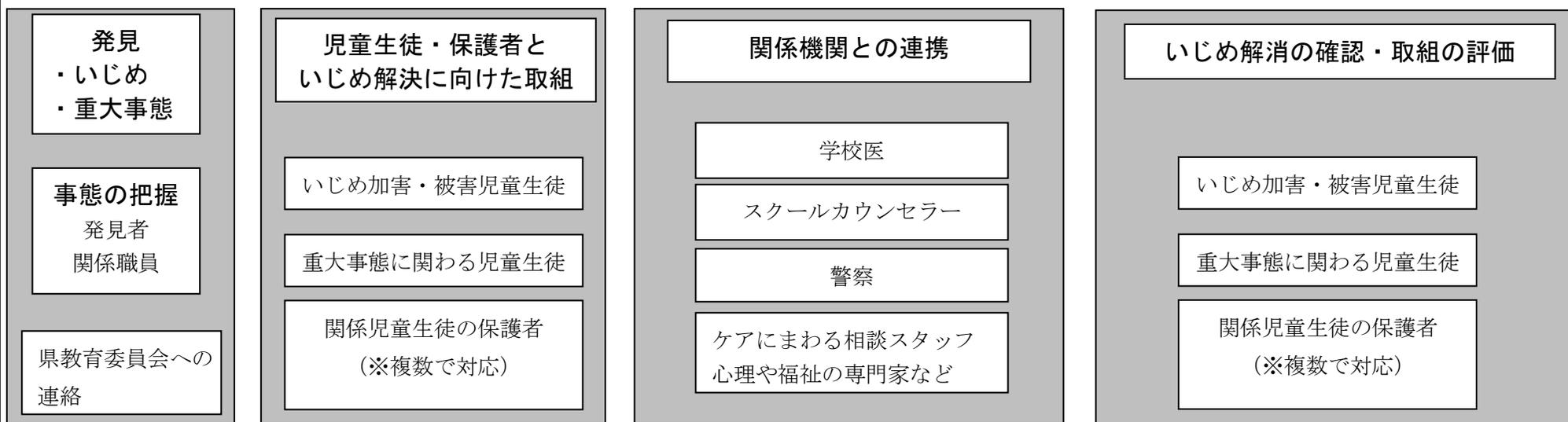
<いじめ防止委員会>

※方針決定、連絡調整、関係への報告を行う。

- ・校長
- ・教頭
- ・生徒指導部主任
- ・各学部主任
- ・養護教諭
- ・教育コーディネーター
- ・いじめ防止専門員
- ・ハートフルリーダー
- ・(学級担任)

組織的対応図

※重大事態においては、専門的知識を有する第三者からなる組織を設けて調査する場合もある。(学校評議員)



<第一段階>

迅速な事態把握・連絡体制の構築

- ①発見者・関係職員による迅速な情報収集をする。
- ②いじめ防止委員会を開催し、方針を決定する。
- ③方針をもとに関係機関と連絡及び調整を行う。
- ④関係児童生徒・保護者との連絡調整

<第二段階>

問題解決に向けた具体的取組

- ⑤関係児童生徒への支援及び指導を行う。
- ⑥指導及び支援の経過報告を行う。
- ⑦関係機関の連絡・調整・報告を行う。
- ⑧必要に応じて指導及び支援を継続する。

<第三段階>

いじめ解消の確認と取組の分析・改善

- ⑨指導及び支援の結果を確認する。
- ⑩取組について評価し、改善策等に生かす。

別紙③ 学校いじめ防止プログラム（年間計画）

- ・学級においては、いじめ防止につながるコミュニケーション面や対人関係を良好にすることをねらいとする学習を適宜取り扱うこととする。

月	活動内容	主幹	対象
4月	・いじめ防止基本方針の共有	ハートフルリーダー	教職員
	・第1回学校いじめ防止委員会	ハートフルリーダー	いじめ防止委員会
5月	・挨拶運動	生徒会	全校児童生徒教職員
6月	・第1回学校生活アンケート実施	ハートフルリーダー	全校児童生徒
	・第1回家庭生活等アンケート		保護者
	・第1回教職員振り返りチェック実施		重複学級担任
	・いじめ防止標語	生徒会	全校児童生徒
8月	・ステキ探し	生徒会	全校児童生徒教職員
	・挨拶運動	生徒会	全校児童生徒教職員
9月	・他校との交流及び共同学習 (四校園交流)	学校行事	小・中学部
11月	・第2回学校生活アンケート実施	ハートフルリーダー	全校児童生徒
	・第2回家庭生活等アンケート		保護者
	・第2回教職員振り返りチェック実施		重複学級担任
3月	・第2回学校いじめ防止委員会 ・学校いじめ防止基本方針の見直し	ハートフルリーダー	いじめ防止委員会

